

随意契約及び比較見積省略理由書

本契約は、城東警察署に設置されている昇降機の改修工事を行うものです。

当該昇降機は、制御盤、巻上機、安全スイッチ、ロープ等から構成されており、これらの機器類は製造業者独自の構造・仕様に基づき設置されております。工事に先立ち、当該設備の総点検を令和5年9月に製造業者にて実施しており、点検の結果、ロープ、制御盤内機器、各種バッテリーが劣化していることが判明しました。本工事はこれらの機器類を更新するものであり、工事に際し、既存機器との整合を図るため、製造者独自の仕様に基づき機器類を更新すること、工事後は当該昇降機の運転に係る調整、プログラム等の再構築が必要なことから、当該設備の構造、仕様を熟知しており、専門知識を有している者以外では適切に工事を完了させることができません。

以上の理由により、既存の機器に適合した機器類を保有し、当該昇降機の構造・仕様、性能等を熟知している製造設置業者である株式会社日立ビルシステム以外では工事を適切に行うことができないことから、同事業者より見積書を徴取したところ、見積価格は適正と思われますので、同社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結し、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。